

令和 2 年 4 月 1 0 日

保護者 様

岡山県立岡山操山高等学校
校 長 武 内 洋 二

新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

平素から本校の教育活動に関しましてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、4月13日（月）からの学校における教育活動について、国のガイドラインに従い、「3つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なる場」を避けるために、当面の間、下記のようなことに配慮して実施することにしましたので、お知らせします。
また、引き続きご家庭での毎日の検温、健康観察をお願いします。

記

1 登下校について

- ・混雑を避けるため始業時刻を1時間遅らせることと、下校時刻を1時間早めることを継続して行います。

2 授業について

- ・授業時間を40分に短縮して7（もしくは6）時間目まで実施します。
- ・基本的に講義形式の授業形態で実施します。
- ・教室の換気を徹底して行います。
（防寒対策として教室内での防寒着の着用を認めます。）
- ・教室の消毒を毎日実施します。
- ・こまめな手洗いや、手指消毒ができる環境を整えます。

3 部活動について（再開された場合）

- ・可能な限り屋外で実施します。
- ・屋内で実施する場合は徹底した換気を行います。
- ・できる限りマスクを着用して実施します。
- ・こまめな手洗いを励行します。
- ・合宿や対外試合等は当面の間は行いません。
- ・生徒本人と保護者の意向を尊重して参加を強制しません。

4 出欠の取り扱いについて

(1) 「出席停止」となる場合

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合。
- ②風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合。
- ③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合。
- ④新型コロナウイルスの感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合。

(2) 「校長が出席しなくてよいと認めた日」となる場合（出席停止と同様に扱います。）

- ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合。
- ②新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合。
- ③医療的ケアを必要とする生徒や、基礎疾患がある生徒で主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合。
- ④生徒を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の生徒の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合。

なお、④の場合は、クラス担任と相談の上、「家庭学習願」（本校ホームページからダウンロードできます）の提出をお願いします。